

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3329号)

令和8年3月23日

横 情 審 答 申 第 3329 号

令 和 8 年 3 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について (答申)

令和6年12月24日建違対第633号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1) 管理ノート
に書写した文書 (2) 写真」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1) 管理ノートに書写した文書 (2) 写真」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年9月20日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

令和6年7月12日、建築局違反对策課の職員が横浜市旭区特定地の訪問（以下「本件訪問」という。）を行った際に、所管課となる旭土木事務所への情報共有のためにメモを取り、口頭で情報共有を行ったが、建築局違反对策課の所管業務ではないため当該メモは破棄しており、保有していない。また、現地で撮影した写真については、情報共有時に提示し、場所の確認ができたため、保存する必要がなく廃棄したため、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 開示請求の対象となる行政文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いられるものとして現に保有していれば対象となる。
- (3) 本件処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条の趣旨に照らし、適切

さを欠いている。

5 審査会の判断

(1) 建築基準法等に違反する工作物等の違反是正に係る事務について

建築局違反对策課では、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令に違反する建築物等について、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や措置命令を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、本件訪問の際に建築局違反对策課の職員が書き留めたメモ及び現地で撮影した写真と解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件訪問では、要望された案件の内容が旭土木事務所の所管する事務であったため、旭土木事務所に情報を共有するためにメモを取り、場所の確認のために写真撮影を行った。

(イ) その後、旭土木事務所へ情報共有を行ったが、情報共有は本件訪問の際に撮影した写真を提示し、口頭で行っており、情報共有後にはメモ及び写真を廃棄している。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 理由付記について

審査請求人は、行政手続法第8条の趣旨に照らし、適切さを欠いていると主張していることから、理由付記（横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第8条）の不備を主張するものと考えられる。本件では、不開示決定通知書において、不開示とする根拠規定を適用する理由について「請求内容に係わる書類は廃棄済みであり、保有していないため。」と記載されており、理由付記に不備があったとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 12 月 24 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 1 月 27 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令和 8 年 1 月 26 日 (第465回第二部会)	・ 審議
令和 8 年 2 月 18 日 (第466回第二部会)	・ 審議